

オーストリア共和国における連邦制  
— 連邦国家における権限配分を中心として —  
(1)

奥 正 嗣\*

**Federalism in the Federal Republic of Austria**  
— **The division of responsibilities between *Bund* and *Länder*** —  
(1)

Masatsugu Oku\*

**Abstract**

A federal state consists of smaller individual states, nine in Austria, and responsibility for legislation, administration and jurisdiction are divided between the states and the federation.

This paper examines the Federalism in the Federal Republic of Austria, chiefly the division of functions between *Bund*, the federal state, and *Länder*, the individual states.

Firstly, we see the main provisions of the Austrian Constitution (*Bundes-Verfassungsgesetz* [*B-VG*]) related to these functions, namely Articles 10-15, which show clearly the centralization of Austrian Federalism in comparison with that of Germany or Switzerland.

Secondly, we see the participation of *Länder* in the legislation or administration of *Bund*, and the co-operation of the *Bund* with the legislation or administration of the *Länder*.

Thirdly, we examine the control and compulsory execution of the *Bund* on the *Länder*.

**キーワード**

連邦と州との間の権限配分、オーストリア連邦憲法10条-15条、財政憲法律、化石理論 (Versteinerungstheorie)、配慮原則 (Berücksichtigungsprinzip)、観点理論 (Gesichtspunktetheorie)、連邦と州の協力、州に対する連邦の監督、協働的連邦国家

---

\*おく まさつぐ：大阪国際大学名誉教授 (2016.11.22受理)

## はじめに

オーストリアにおいては、帝国時代においても共和国の時代においても、帝国（ライヒ）と諸邦（ラント）、連邦（上位国家）と州（支分国家）との権限争いが、政治的ないし法的争点となり、各時代の憲法を特徴づけていた。特に1955年以降のオーストリア共和国において、憲法の基本原理にも関わる大きな問題から、憲法条文の細かな規定・解釈に関わる問題に至るまで、この点を巡る重要なさまざまな憲法改正がなされてきたことが注目される<sup>(1)</sup>。

連邦（上位国家）と州（支分国家）との国家的任務の配分は、連邦国家的基本原理（連邦憲法2条）の核心部分（Herzstück, Kernstück）を形づくっている<sup>(2)</sup>。市町村への任務配分は、連邦または州の権限から導き出されるので、ここで問題とする権限配分の対象から除かれる<sup>(3)</sup>。

本稿第1章では、「連邦国家における権限配分」について考察する。連邦と州の権限配分の連邦憲法上の一般的基本規定である連邦憲法10条ないし15条の規定を概観するとともに、公課制度の領域における連邦および州の権限配分を規定する特別の連邦憲法律である財政憲法律（連邦憲法13条）について検討する。その際、連邦主義の観点から特に重要な連邦憲法10条に挙げられている「連邦の立法および執行事項」の解釈（化石理論）について触れる。さらにまた、連邦と州の権限分離を前提としながらも連邦および州が同一対象に対し異なった観点から規制するゆえに規制対象が重なっている事項（権限横断事項〔Querschnittsmaterien〕、複合的事項〔komplexe Materien〕、連邦も州も統一的規制ができない事項〔Weder-Noch-Kompetenzen〕）について、憲法裁判所の具体的判例を挙げながら考察する。問題の重要性から、本稿の論述の重点も、この第1章に置かれる。

第2章では、第1章の権限配分と並んで、憲法裁判所の見解（VfSlg 2455/1952）によれば連邦国家の憲法概念の本質を成すとされる「州の連邦立法への協力」を取り上げ、「連邦の立法および執行への州の協力、州の立法および執行への連邦の協力」というテーマで考察する。

第3章では、「州に対する連邦の監督および強制執行」を取り上げる。連邦憲法は、一連の、州に対する連邦の具体的な監督権限および連邦国家関係における義務の強制的実現のための州に対する連邦の制裁を規定している。これらにつき概観し、望ましい連邦国家の在り方を検討する。

第4章では、連邦と州の権限分離を原則としながらも、連邦と州がさまざまな方法で協調するところのあるべき連邦国家の姿ともいえる「協働的連邦国家（der kooperative Bundesstaat）」を目指すオーストリア連邦憲法の規定および法定外制度を概観する。

第5章では、「連邦国家」というテーマで、連邦国家の概念、国家領域、州領域、国籍、国語、国家シンボルなど、連邦国家を巡る基本的事項を簡単に考察する。

以上の分析を通じて、オーストリア共和国における連邦制の特徴を概観し、連邦と州の望ましい権限配分のあり方、権限規定の解釈基準の是非、連邦または州の立法および執行の際における相手方利益の配慮権限・配慮義務の有無および程度、協働的連邦国家構築のための更なる要件を考察検討するのが本稿の目的である。

## 第1章 連邦国家における権限配分

### 1. 権限配分の対象と権限高権

#### (1) 権限配分の対象

権限配分は連邦国家的憲法秩序の核心部分であり、どのような職務が連邦によって、またどのような職務が連邦諸州によって担われ行使されるのかを定める。その際、連邦・州という法主体の権限 (Verbandskompetenz) とその法主体の機関の権限 (Organkompetenz) を区別する必要がある。例えば、連邦憲法11条1号によって、国籍法の執行は法主体としての州の権限に属するが、この権限の枠内において、法に基づく国籍の付与は、州機関としての州政府の権限に属する<sup>(4)</sup>。この論稿では、主に法主体としての連邦・州の権限を考察する。

連邦国家的権限配分の対象は、立法および行政の権限であり、とりわけ立法権限の配分が重要である。連邦憲法10条ないし15条において「立法 (Gesetzgebung)」および「執行 (Vollziehung)」が挙げられているが、「執行」の一部としての「通常の司法権 (ordentliche Gerichtsbarkeit)」は、常に連邦の権限に属する (連邦憲法82条1項)。それゆえ、権限配分の考察から排除される。また、同じく「執行」の一部である「行政 (Verwaltung)」についても、私経済行政 (Privatwirtschaftsverwaltung) は、権限法的に中立であり、連邦も州も他の法主体の権限に属する事項について権限を行使しうる (連邦憲法17条) ので、権限配分の対象から除外される<sup>(5)</sup>。

連邦憲法は、国家的機能の連邦と州への配分とともに、国家的機能間の権限配分も規定する。一方では「立法」と「執行」との間の権限配分 (連邦憲法18条1項、2項) が、他方では執行内部の「行政」と「司法」との間の権限配分 (連邦憲法91条2項、3項；94条1項；ヨーロッパ人権条約6条) を定める<sup>(6)</sup>。

#### (2) 権限高権

##### ①連邦憲法立法者と権限高権

連邦国家における権限配分は、連邦憲法によって確定される。それゆえ、「権限高権 (Kompetenzhoheit)」または「連邦と州の権限を決定配分する権限 (Kompetenz-Kompetenz)」も、憲法立法者である連邦 (連邦憲法10条1項1号) に属し、憲法立法者は、憲法的立法という形式で、権限を確定および変更し、場合によっては、権限秩序を破壊しうる<sup>(7)</sup>。このことが、連邦の優位の確立に寄与している。もっとも、その際存在するところの国民議会における特別多数という制約 (連邦憲法44条1項) は、権限配分権限の行使の困難さを、それゆえに州の権限配分と権利の一定の保護を意味している<sup>(8)</sup>。また、州の権限配分に関する保護として、州の立法または執行の権限を制限することとなる権限変更は連邦参議院の同意を必要とするという拘束が挙げられる (連邦憲法44条2項)<sup>(9)</sup>。さらに、連邦国家的原理に影響を与える著しい州から連邦への権限移行は、連邦憲法の全部改正と見なされ、連邦憲法44条3項の手続に従ってのみ成立しうる<sup>(10)</sup>。

上述した「権限秩序の破壊 (Durchbrechung der Kompetenzordnung)」の例として、2015年に発布された「救助および保護を必要とする外国人の宿泊と配分に関する憲法律」(BGBl. I Nr.120/2015) が挙げられる。重要な動機から立法され、かなり広範囲に影響が

及んでいる。もちろん期限付きである。そこにおいては、連邦内務大臣の決定に基づき、連邦法または州法による建築許可その他の許可を得ることなしに、建築物や敷地を難民の宿泊のために用いてもよいと規定されている。それによって、建築法、地域計画法、あるいは自然保護のための州立法者の権限が、固有の活動領域における市町村の権限と同様に破壊されている。それゆえに、この憲法律は、連邦憲法44条2項に従って、連邦参議院の同意が必要とされた<sup>(11)</sup>。さらに、連邦国家的原理に影響を与える著しい州から連邦への権限の移行として、連邦憲法の全部改正と見なし、連邦憲法44条3項の手續に従ってのみ成立しようと考えることもできよう<sup>(12)</sup>。

### ②単純連邦立法による権限配分

さらに、連邦憲法は、個々の場合において、一連の単純連邦立法による権限配分を認めている。その例として、(i) 財政憲法の領域（単純連邦法律による課税権と租税収益の配分）（連邦憲法13条1項、財政憲法律3条1項）、(ii) 必要性立法の場合（行政手續・行政刑法総則・行政刑事手續・行政上の強制執行についての単純連邦法律による統一的規定）（連邦憲法11条2項）、(iii) 単純連邦法律によって、交通の重要性ゆえに連邦道路と宣言された一定の道路についての連邦権限（連邦憲法10条1項9号）、(iv) 森林法、水法など単純連邦法律が個々の規定についての実施規定発布を州立法に授権する場合（連邦憲法10条2項）などを挙げることができる。このような単純連邦立法による権限配分は、さらに、連邦に対して、州に対する優越的地位を与える<sup>(13)</sup>。

### ③委任と委譲、立法権限（憲法立法権限、単純立法権限）と執行権限

権限高権と密接な関係を有する法制度として、委任（Delegation）、委譲（Devolution）がある。委任は、第一次的権限機関の意思行為による他の機関への権限の委託（Übertragung）であり、憲法上規定されている限り許される（連邦憲法10条2項、11条3項、66条1項-3項、102条3項、119条3項）。他方、委譲は、権限機関の意思行為とは関係なしに、一定の要件が存する場合に直接法律に基づいて生ずるところの権限の移行（Übergang）である。委譲の法効果は、憲法上の規定が有る場合のみ生ずる。永続的委譲（連邦憲法16条3項）と一時的委譲（連邦憲法15条6項、16条4項、23d条5項）がある<sup>(14)</sup>。

さらに、権限高権に関わる問題として、立法権限（憲法立法権限、単純立法権限）と執行権限との関係の問題がある。例えば、措置立法（Maßnahmegesetz）など執行的性質を持つ法律の発布によって、立法権限者が執行権限者の権限（命令〔Verordnung〕発布権限）を侵す恐れがあるからであり、その限界が問題とされている。また、同様の問題が、立法権限内の憲法立法権限と単純立法権限との間についても生ずるが、憲法の基本原理に関わらない限り、憲法律でもってすべての事項を規定することができると考えられており、その限りにおいて単純立法権限は制限を受ける<sup>(15)</sup>。

さらにまた、連邦憲法11条、12条の事項について連邦によって発布された規定の遵守の保障のための連邦の州の執行に対する監督権の行使（連邦憲法15条8項）によっても、州の執行権限は制限を受ける<sup>(16)</sup>。

## 2. 連邦と州との間の権限配分

### (1) まえがき

連邦国家においては、立法機能と執行機能が分離し、連邦も州も法律を制定公布し執行することができる。連邦と州の立法および執行の対象事項は、連邦憲法によって規定され確定される。国家的諸機能の配分は、連邦国家憲法の核心を構成する(連邦国家的権限配分)<sup>(17)</sup>。連邦と州の権限配分は、オーストリアにおいては、基本的に連邦憲法10条ないし15条に、および17条(私権の主体としての連邦および州の地位)、21条(公勤務法)、82条(司法権)、115条2項(市町村法)など連邦憲法の他の規定<sup>(18)</sup>に、財政憲法律など上記以外の特別の憲法律に、特に経済統制法としての市場秩序法、価格法など単純法律の多数の憲法規定に定められている<sup>(19)</sup>。

連邦と州との間の権限配分は、まとまりがなく見通しが悪くて、複雑で、内容的にも改革の必要性がある。1993年に着手された権限配分の構造改革の試みは、実現されていない。オーストリア会議(Österreich-Konvent)の改革提案も実現されていない<sup>(20)</sup>。

連邦国家的憲法制度は、いくつかの主な領域を含んでいる。連邦国家における職務の事項領域(Sachbereich)および法的根拠(Rechtsgrundlage)によって、権限配分は、5つの主要グループに区分される。すなわち、一般的権限配分(連邦憲法10条-12条、15条)、一般的学校制度領域における権限配分(連邦憲法14条)、農林学校制度領域における権限配分(連邦憲法14a条)、財政関係領域における権限配分(連邦憲法13条1項、財政憲法律)、非高権の行政領域における権限配分(連邦憲法17条、104条2項)である。さらに、それに、公勤務事項(連邦憲法21条)および公的委託制度(連邦憲法14b条)に関する特別な権限規定が加わる<sup>(21)</sup>。

### (2) 一般的権限配分

#### ① 権限配分規定の解釈

権限規範の解釈原理については、後述「3. 権限規範の解釈」で詳しく考察するが、以下の事項について簡単に触れることにする。

#### a. 「制度」と「事項」

連邦と州との間の一般的権限配分の基本類型は、連邦憲法10条、11条、12条、15条において規定されている。そこにおいて、連邦と州の、立法および執行のさまざまな事項が列挙されている。多くの権限事項は、「…制度(-wesen)」という用語で法文上表示されている(例として、旅券制度、銀行制度、鉱業制度、森林制度、社会保障制度、衛生制度など)。比較的古い憲法裁判所の判例(VfSlg 2192/1951; 2733/1954)において、このような記載方法は、他の方法、例えば、「事項(Angelegenheiten)」という用語よりも当該権限概念の範囲が広いと理解されていたこともあったが、その後の判例(VfSlg4206/1962; 6407/1971)において、このような理解から離れ、「制度理論」は化石理論(筆者注:憲法的権限規定の意味は、それが発効した1925年10月1日の時点において存在した状況時の意味において理解すべきだとする法解釈理論)克服のための論拠ではないことを明らかにしている<sup>(22)</sup>。また、「制度理論」は、一般的州権限からあらゆる行政領域を取り出し、他の観点(視点)からの州法的規制の余地(観点[視点]理論)を何ら認めないものであると



する比較的古い判例も存在しているが、誤っており、とって代わられたとされている<sup>(23)</sup>。

b. 「文言解釈」と「歴史的解釈」

また、一般的に法規定の解釈の際には優位を占める「文言解釈」も、憲法上の権限配分規定の解釈の際には、権限配分規定（連邦憲法10条ないし14条に列挙された権限事項）が多くの不確定概念を含むゆえに、あまり重要性を持たないとされている。

そこで、一方では、特に連邦憲法10条ないし14条<sup>(24)</sup>に列挙された権限事項の解釈に際し、「歴史的解釈（化石理論）」（法文が制定された当時の状況に基づく解釈）に依拠しながら、他方では、それらの規定が発効した1925年10月1日当時存在した具体的法規定における状況に権限事項の内容を絶対的に固定するのではなく、この法状況によって示されるその時々法制度的な枠（rechtsinstitutioneller Rahmen）内における永続的な発展の必要性を考慮に入れながら、弾力的な構成要素によって常に補完されていく必要がある。かくして、1925年10月1日当時（化石時点）<sup>(25)</sup>の法的事項を超えるあらゆる規定を連邦憲法15条1項によって州の権限とし、同じ全体に属していて互いに関係がある法複合体（Rechtskomplex）の法政策的に耐えがたい分断に導く、という弊害を避けることができる。こうした「制度内の永続的発展の原則（Grundsatz der intrasystematischen Fortentwicklung）」は、社会保障法の給付体系という秩序を維持する限りにおいて、1925年10月1日における社会保障立法の具体的状況を超えて、連邦憲法10条1項11号の「社会保障制度」のタイトルの下で、社会保障の人的範囲や給付の連邦法律による拡大を可能にする<sup>(26)</sup>。

c. 「司法」による権限解釈

連邦と州との間の権限問題は、常に権力問題でもある。しかし、この対立を法的ないし司法的観点から、できる限り合理的に、かつ最大限の確実性をもって解決することが、権限事項の解釈に予見可能性を与え、政治的争いを未然に防ぐためにも必要不可欠である。権限規定の解釈適用は、オーストリア憲法の最も複雑で厄介な問題に属する。そこで、連邦憲法は、憲法裁判所に対して、連邦政府または州政府の申立てに基づき、立法上または執行上の行為が連邦の権限に属するかまたは州の権限に属するかについて確定する権限を与えている（連邦憲法138条2項）。また事後的にも、権限に違反して発布された法律を無効にする（連邦憲法140条）。かくして、オーストリア憲法上、連邦・州間の権限争いという権力問題が、司法的な法問題に転換されている<sup>(27)</sup>。

② 4つの基本類型（連邦権限の列挙と州権限の一般条項）

権限配分の手法は、連邦権限の列挙（連邦憲法10条、11条、12条）と州のための一般条項（15条）との結合に存する。連邦に明示的に配分されていないあらゆる事項は、州の権限領域に配分され州の独自の自主的活動に委ねられる<sup>(28)</sup>。具体的な適用は、次のように為される。例えば、禁猟期の確定など狩猟法の領域における規定を発布する立法権限を有するのは連邦なのか州なのかを明らかにする場合において、狩猟法上の事項についての立法権限が憲法規定によって連邦に配分されているのかどうか審査されねばならない。それゆえ、まず第一に、連邦憲法10条、11条、12条の権限事項が細かく調べられる。ここにおいても、他の憲法規定においても、狩猟法の領域における立法権限が連邦に配分されてい

ないならば、連邦憲法15条に従って州の権限となる。州は、連邦の権限条項から抜け落ちてくる権限を途中で受け止める権限（Auffangkompetenz）を有していることになる<sup>(29)</sup>。州の権限は、連邦権限の解釈に依存するところの残部権限（Restkompetenz）ともいえる<sup>(30)</sup>。

一般的権限配分の内部において、立法および執行機能の次のような権限結合の基本類型が存する。その基本類型は、大部分、連邦国家的権限配分のその他のグループ（学校関係、租税関係など）にも見出すことができる。権限結合の基本類型は、連邦の立法および執行の事項（10条）、連邦の立法および州の執行事項（11条）、連邦の基本的立法（原則についての立法）および州の施行立法・執行事項（12条）、州の立法および執行の事項（15条）である。特に連邦権限につき、オーストリア・ハンガリー二重君主制時代の帝国（ライヒ）と邦（ラント）との間の権限配分が非常に強く刻印されている<sup>(31)</sup>。以下、a. b. c. d. の順に概観する。

a. 連邦の立法および執行の事項（10条）

(i) 10条事項について

連邦憲法10条において、連邦の立法および執行の事項が列挙されている。そのカタログは、その全体において、政治的に（国家的・社会的・経済政策的に）重要な多様な国家活動の大部分にわたるところの約100の事項を含んでいる。1925年および1929年の連邦憲法改正、さらに1945年以降の絶えざる連邦権限の蓄積によって、連邦国家に通常の程度をはるかに超えて、連邦憲法15条1項の州権限の一般条項化を空洞化させてきた。州は、原則的に、地域に関わるあらゆる職務を自ら処理し、連邦は、統一的規制が必要とされる国家的任務のみを引き受けるという「補完性の原則（Subsidiaritätsprinzip）」の導入が望まれる。連邦憲法10条は、11条、12条と結びついて、とりわけ立法における重点が明らかに連邦に存するという事態を生じさせている（オーストリア連邦国家の中央集権制）。連邦憲法10条1項の内部分類において、大体において、内閣の所管配分の古典的秩序（配置）に対応するところの事項領域に応じたグループ分けが認識できる。2号が外務、4号および5号が財政、6号が司法、7号が内務、8号が商工業、9号が交通、10号が農林業、11号が社会保障制度、12号が公衆衛生制度、13号が文化・学術・教育制度、15号が国土防衛事項に該当する（連邦憲法77条2項参照<sup>(32)</sup>）。

連邦憲法10条の権限事項に関して、いくつか補足する。

1号の「連邦憲法」は、連邦憲法に関する実施法律も含む。

6号の「民事法制度」は、市民の法関係に関するあらゆる規定を含むが、個々の規定によっては、他の権限事項に属することとなるものもある（労働法〔10条11号〕、土地改革〔12条1項3号〕、狩猟・漁業法〔15条1項〕など）（構造的民事法概念〔struktureller Zivilrechtsbegriff〕）。6号の「刑法制度」は、司法刑法、刑事手続法を含む。連邦立法者は、立法時において、化石時点（連邦憲法発効時の1925年10月1日）に存した刑罰事項に制限されずに刑罰を定めうる。行政刑法総則、行政刑事手続に関しては、連邦憲法11条2項によって、統一的規定制定の必要による連邦の権限が認められる。

7号の「公共の平穏・秩序および安全の維持」は、一定の行政区域に限定されない危険

の除去を包含する（一般的安全警察）。地域的な安全警察は、立法においても執行においても州事項である（連邦憲法15条2項）。安全警察は行政警察と区別される。後者は、建築警察、営業警察、交通警察など一定の行政分野に典型的な特別の危険の除去を目的とする。「安全行政」の概念は、「一般的安全警察」とともに一定の分野の「行政警察」も含まれている。

9号の「環境影響評価」に服するのは、環境に重大な影響が予期される連邦道路および高性能路線鉄道に制限される。その他の事業計画（プロジェクト）の環境影響評価については、連邦憲法11条1項7号が適用され、連邦の立法、州の執行事項である。9号の「鉄道に関する交通制度」には、鉄道交通に利用される建物（鉄道施設）も含まれる。その限りにおいて、州法である建築法の適用が排除される（VfSlg 2685/1954; 17424/2004）。

15号の「戦争に続く経済管理事項」は、1955年5月15日のウィーン国家条約（BGBl. Nr.152/1955）によってその適用の前提が失われたが、市場秩序法、価格法など経済統制法律の憲法規定に連邦の権限が示されている<sup>(33)</sup>。

(ii) 連邦立法の州への委任

一定の事項、とりわけ連邦憲法10条1項10号に挙げられている事項（鉱業、林業、水法など）において、連邦立法者は、州立法者に対して、連邦法律の個々の規定についての実施規定（Ausführungsbestimmung）の発布を授権することができる（連邦憲法10条2項）。この規定によって、連邦権限の枠内において州特有の規定が可能となる。例えば、森林法は、州法律によって森林火災に関するより詳細な定めをすることができる（森林法42条）。ただし、このような事項においても、執行は連邦事項である<sup>(34)</sup>。

(iii) 連邦の執行

連邦憲法10条事項の執行は、独自の連邦官庁（例えば、安全保障警察の場合）、州官庁（例えば、営業法における間接連邦行政の場合）、裁判所（例えば、民事法・刑事法制度において）によって行われる<sup>(35)</sup>。

b. 連邦の立法および州の執行事項（11条）

(i) 11条事項について

連邦憲法11条において、連邦立法、州執行事項が規定されている。とりわけ1項において、1号の国籍、2号の職業的利益代表（部会）、3号の国民の住居に関する制度、4号の交通警察、5号の都市の衛生的再開発、6号の内水航行、7号の環境影響評価（連邦憲法10条9号に該当する場合を除く）、8号の動物保護（狩猟・漁業を除く）、2項の統一的な行政手続・行政刑法総則・行政刑事手続・行政上の強制執行についての事項が、それに属するものとして挙げられている<sup>(36)</sup>。連邦法律の執行は、州権限に属し、州の自立的活動領域で行われる。その間、州は連邦の命令（訓令）に何ら拘束されるものではない。それゆえに、間接連邦行政（連邦憲法102条、103条）に代わるこの権限類型の構築は、連邦主義および民主主義の差し迫った要請であり、オーストリアの連邦国家の構造的改革の中で取り上げられている<sup>(37)</sup>。

(ii) 連邦による統一的規定（行政手続、行政刑法総則、行政刑事手続、行政上の強制執行）



行政手続・行政刑法総則・行政刑事手続・行政上の強制執行については、連邦立法者の見解によって統一的規定を制定する必要があると認めるときは、州の立法権に属する事項についても、連邦法律で定める、とされていることに留意しなければならない。そもそも原則的には、行政手続、行政刑法の規定は、いわゆる付属事項 (Annexmaterie) であり、行政実体 (例えば建築) について規制権限 (建築法制定権限) を有する立法者は、それに対応する行政手続法 (開墾許可手続、建築許可手続など) および行政刑法 (違法な建築管理の処罰など) を定めることができるのである (付属原則 [Adhäsionsprinzip])。それゆえ、州立法者は、連邦憲法15条1項によって建築法についての立法権限を有しているため、建築に関する手続、刑罰、さらに建築用地造営のための土地収用要件なども定めることができる。しかし、州ごとの行政手続法の著しく大きな分断は、異なった期間設定など当事者に非常に不利に作用するので、連邦憲法11条2項において、連邦立法者が統一的規定を制定する必要性があると認めるときは、州の立法権に属する事項 (行政手続、行政刑法総則、行政刑事手続、行政上の強制執行) についても、連邦法律で定めると規定されている<sup>(38)</sup>。この規定に基づき、行政手続法施行法 (BGBl. I Nr.87/2008)、行政手続法総則 (BGBl.Nr.51/1991)、行政刑法 (BGBl.Nr.52/1991)、行政強制執行法 (BGBl.Nr.53/1991) など、いくつかの一般的行政手続法が制定された<sup>(39)</sup>。

以上のような行政手続法以外に、連邦による統一的規定が必要な場合として、戦争に起因する必要不可欠な規定 (連邦憲法10条1項15号)、環境影響評価に服するところの環境に著しい影響を及ぼす事業の許可 (連邦憲法11条1項7号)、大気に対する有害物質についての統一的環境汚染限界値の発布 (連邦憲法11条5項) などがある<sup>(40)</sup>。

(iii) 連邦による統一的規定 (租税手続)

(ii) で概観したように、11条2項に基づいて、連邦は、行政手続法とこれに関連するいくつかの行政手続規定を発布したが、租税手続については、連邦法と州法の複線性で特徴づけられていた。連邦租税法は、手続規定とともに実体法的規定 (例えば、納税義務者の記帳義務) を含んでおり、その適用領域は、連邦法によって規律される租税部門に制限された。なぜならば、連邦憲法11条2項は、手続法の領域に関わる範囲においてのみ連邦法による統一的規制を、州の実体法的立法権限にまで拡張することを可能にする規定であったからである。州法によって規律される租税の確定と徴収に関する手続は、州の租税法において規律された。もっとも、州の租税法は、連邦租税法に内容的に大幅に依拠していた。11条2項に基づく統一手続規定は、租税強制執行法 (Abgabenexekutionsrecht) と送達法 (Zustellrecht) の中に見出されるにすぎなかった<sup>(41)</sup>。

ところが、公課に関する事項については、財政憲法律7条6項によって、連邦が統一的規定を制定する必要性に関係なく、連邦・州・市町村の税務官庁のために、連邦法律である連邦租税法 (Bundesabgabenordnung) によって、2010年1月1日から、統一的な総則規定および手続規定を発布する権限を有することとなった。そして、公課についての必要性要件規定 (「とくに公課に関する事項についても」の文言) が、2012年6月5日の連邦法律 (BGBl. I Nr.51/2012) によって、2012年7月1日付で連邦憲法11条2項から削除された<sup>(42)</sup>。

(iv) 統一的規定の必要性に基づく連邦の立法権限の限界

連邦憲法11条2項に基づく連邦の権限（統一的規定の必要性に基づく連邦の立法権限）（Bedarfsgesetzgebungskompetenz）は同時に、連邦と州の実体法的権限の限界を超える統一的な連邦法律による行政手続法制定の限界をも示している。すなわち、連邦がこの権限を行使しているときには、連邦法律による統一的規制と異なる規制が、当該対象の規制に客観的に必要である（objektiv erforderlich）場合（もっとも、憲法裁判所の判例によれば、絶対必要な〔unerlässlich〕場合）<sup>(43)</sup>には、連邦および州の統一手続規定とは異なる規制（例えば、強制執行の異なる消滅時効期間）を為すことが許されるということである（連邦憲法11条2項末文参照）（VfSlg13723/1994）<sup>(44)</sup>。

(v) 連邦憲法11条における連邦法律の施行法（施行命令）

連邦憲法11条が定める連邦法律で規定する事項の施行法（施行命令）（Durchführungsverordnung）の発布は、当該連邦法律で別段の定めをしない限り、原則的に連邦権限事項である（連邦憲法11条3項）<sup>(45)</sup>。それゆえ、例えば、国籍法についてのより詳細な定めを含むところの国籍法施行命令は、連邦主務大臣によって発せられた。もっとも、連邦は、施行命令を発布する権限を州に授権することができる（11条3項）。11条1項4号（交通警察）および6号（航行制度・航行警察の一部）に関する法律においては、連邦は施行命令の発布を州に授権した場合においても、施行命令の公布の方法を連邦法律によって規定することができる（交通標識の取り付けの統一のために重要である）<sup>(46)</sup>。

(vi) 州の執行に対する連邦の監督

州の執行権限である環境影響評価（7号）および動物保護（8号）の事項に関して、連邦政府および個々の連邦大臣は、州政府に対して、連邦機関によって州官庁の行為を検査し、また、連邦によって発布された法律および命令の執行に関して報告を為すことを要求するなどの権限を有している（連邦憲法11条7項）<sup>(47)</sup>。以上のことと関連するが、州が連邦法律の執行権限を有することから、連邦憲法は、客観的に適法な執行保障の観点から、職務訴訟（Amtsbeschwerde）（連邦憲法132条1項2号、133条6項3号）、および連邦憲法11条、12条の州執行に対する連邦の監督権（連邦憲法15条8項）が存する<sup>(48)</sup>。

c. 連邦の基本的立法（原則についての立法）および州の施行立法・執行事項（12条）

(i) 12条事項について

連邦憲法12条は、基本的立法権限は連邦に、施行立法と執行に関する権限が州に帰属するところの事項を挙げている。その例として、連邦法としての病院法は、一定の基本原則（例えば、病院の設立および経営についての許可義務）を定め、州法としての病院法施行法によって、許可要件についてのより詳細な定めがなされることによって実施されていく<sup>(49)</sup>。連邦の基本的立法による規定は、連邦憲法12条2項（1984年11月24日の憲法律では4項であるが、2012年6月5日の連邦法律〔憲法規定〕により2項となる）により、明確性のために、そのようなものとして明示的に示される。

連邦憲法12条の事項として、とりわけ1項1号の救貧者救済制度（=生活保護、今日の社会福祉の一部）、母性・乳児・少年の保護、病院、療養所および介護施設、3号の土地

改革、4号の植物の保護、5号の電気事業(第10条に規定するものを除く)、6号の農林業における労務者・被用者の保護に関する法がある<sup>(50)</sup>。前述したように、基本的立法および連邦法律における基本的規定は、公布の際に、そのようなものとして明示されなければならない(表示義務)(連邦憲法12条2項)、それが欠ける基本的規定は憲法違反である<sup>(51)</sup>。

(ii) 州の施行立法

連邦が基本的立法規定を公布または改正したならば、州は、施行法律の制定に際して、この基本原則に拘束される。州は、一般的に、施行法律の公布または改正を義務づけられないが、連邦が、連邦憲法15条6項による期間設定(Fristsetzung)を行う(基本的立法の新たな公布に際しては期間設定を行わなければならない[muß]、基本的立法の改正に際しては期間設定を行うことができる[kann])。連邦憲法15条6項)ならば、施行法律の公布(州がそれまで施行法律を公布していない場合)または改正(州が未だ存在しない基本的立法事項について自由に規定している場合、または、州がそれまで施行法律を公布している場合)を義務づけられる。この場合において、連邦法律によって定められた一定の期間内に、相応な施行法律を公布または改正しなければならない。この期間は、連邦参議院の同意が無ければ、6ヶ月より短く、また1年より長くすることは許されない。州がこの期間を遵守しない場合は、この州のための施行法律を公布(改正を含まない)する権限は、連邦に移行する(権限委譲[Devolution]の一場合)(権限委譲は、基本的立法の新たな公布にせよ、基本的立法の改正にせよ、州の施行立法[法律]が存在しない場合の話である。州の施行立法[法律]が存在するが一部欠如している場合については異論の余地がある)。しかし、州が、遅滞してでも施行法律を公布したならば、連邦によって公布された施行法律は失効する(連邦憲法15条6項)(一時的権限委譲)<sup>(52)</sup>。連邦法律の失効は、官報によって示される(官報法3条5号)。

(iii) 連邦の基本的立法と州立法

1974年の連邦憲法改正(BGBI.Nr.444/1974)以降、州は、生活保護の場合のように、連邦立法者によって基本原則が設けられていない限り、連邦憲法15条1項の一般権限に基づき、12条の事項を自己の法政策的見地に従って自由に規定することができることとなった(基本原則無き領域における州の自由な規定権限)(連邦憲法15条6項)。州が、連邦の基本的立法が存在しない場合において、当該事項について既に自由に規定しており、その後、連邦が、その基本的立法権限を用い基本的立法が新たに公布されたならば、州法律による規定は、連邦法律によって定められた一定の期間内に、基本法に適合させられなければならない(連邦憲法15条6項)。指定期間内に基本的立法に適合させない限り州法律は憲法違反として無効となる(もっとも、廃止されるまで有効として適用する。そして、州法律を基本的立法に適合させる権限は、連邦に移行する)。これに対し、既存の基本的立法に対応する形で州の施行立法(法律)が存在していたが、連邦の基本的立法が改正されるならば、州は、期間設定がある場合(連邦憲法15条6項)のみ、既存の施行立法(法律)を適合させる義務を負っている。指定期間内に州の施行法律が改正基本的立法に適合するように改正されない場合は、州施行法律は憲法違反として無効となり、権限が連邦に移行

する。この場合において期間設定が行われていないならば、行政裁判所も認めるように、連邦の基本的立法に違反することとなる州施行法律は直ちに憲法違反として無効とはならないし、連邦への移行も生じない。州法律による施行規定は、合憲的な方法で、不適合のまま存在し続けることができる。この場合において、基本原則に合致させる適合規定を制定する義務は、州立法者が、施行法律の変更を決議したときに初めて現実化する<sup>(53)</sup>。

(iv) 連邦の基本的立法と州の施行立法との関係

連邦の基本的立法による規定は、もっぱら州の施行立法に向けられる。それゆえに、州立法者は、連邦の基本的立法に拘束されるが、連邦の基本的立法は、州市民に対して直接拘束力を持つものではない<sup>(54)</sup>。基本的法律と施行法律との関係は、法律と施行法との関係に対応するものではない。基本的法律は執行行為に向けられているわけではないので、連邦憲法18条1項の決定要請 (Determinierungsgebot) に応ずる必要が無く、それゆえに、この要請に反することにならない。基本原則規範は、施行規定の内容を限界づけるが、内容の本質的特徴を記述することによって施行規定の内容を定めるのではない。また、基本原則法律は、あまりにも決定しすぎてはいけなく、すなわち、州が施行規定に関して裁量の余地が無いほど詳細規定を為すことは許されず、基本原則的な、すなわち、連邦的規模において統一的に規定する必要がある問題に制限されねばならない<sup>(55)</sup>。一般的には、次のように言えよう。基本原則立法は、一方では、そこに含まれている規定が連邦憲法18条 (法律による行政) の観点から異論なく執行できるほど確定しているわけではなく、他方では、当該規定が、その内容に基づいて、連邦憲法12条1項の権限事項に関係づけられるほど確定している場合のみ存在しうる。それゆえ、基本原則立法は、確定過剰とともに確定不足によっても憲法違反となりうるのである<sup>(56)</sup>。もちろん、こうした要請も、規制の許される程度についての司法的基準が存在しないゆえに十分実現されていない<sup>(57)</sup>。

基本原則立法の対象と施行立法の対象との区分は、単純ではなく困難であり、具体的場合に応じてなされる。法政策的観点において、基本原則立法と施行立法の権限類型は、格別に適切であるというわけではなかった。このことは、連邦は、あまりにも詳細に規定しすぎて州に対し望ましい範囲の規制の余地 (裁量) を認めないことがしばしばであったし、州も、画一的な施行立法を行う傾向が何度かあった、ということに示されている。それゆえ、オーストリアにおいて、この権限類型は連邦的価値をほとんど有しないものとして、州によってその廃止が要請されてきた。基本的法律は、施行法律なしには直接適用されない、それゆえ、欠如した、または隙間だらけの施行は何ら実施効を持たないということに留意する必要がある<sup>(58)</sup>。

基本的法律および施行法律には特別な解釈準則が適用され、施行法律は基本的法律に矛盾することは許されず、連邦の基本的法律を、その効力において変更または制限することも許されない。疑問がある場合は、州立法者の自由に有利な推測が憲法判例上なされている<sup>(59)</sup>。

d. 州の立法および執行事項 (15条)

(i) 15条事項について

連邦憲法15条1項の一般条項によって、連邦の立法または執行権限と明示的に指定され



ていないあらゆる事項が、州の独自の権限に属する。連邦国家的理念ないし権限問題の連邦国家的解決に応ずるものとされている。また、一部の判例・学説により、連邦国家的解釈基準として、疑いある場合は、州の権限を想定すべきだとされる。しかし、連邦は、行政裁判所（2012年6月5日の連邦法律によって、2014年1月1日付で、州の行政裁判所が設置された）および憲法裁判所、およびすべての通常裁判所における司法権の独占（連邦憲法82条1項）も含めて、憲法上の一般的権限配分の枠内において、大部分の重要な国家的職務を掌握しており、連邦憲法15条1項の一般条項にもかかわらず、州には、あまり重要性を持たない権限のみが残されているに過ぎない。さらに、特別の権限秩序（学校制度、租税制度など）および権限規定においては、連邦憲法10条、11条、12条、15条が基準となるものではなく、さらにまた、連邦の国家条約は、州権限事項についても連邦参議院の同意を得れば締結することができ（連邦憲法50条2項）、このような国家条約の国内の実施につき、州は連邦の特別の監督に服する（連邦憲法16条4項、5項）。連邦は、国際法上の国家条約という手段によっていずれの州権限（例えば、自然保護、災害克服など）についても連邦の規制権限に変えることができる。それゆえに、州についての一般条項は、権限配分における連邦の優位を何も変えるものではない<sup>(60)</sup>。

15条1項の一般条項は、15条3項に挙げられている州事項のように憲法上明示的に記述された州権限によって、また、一定の職務を明示的に15条1項の職務であると確定するところの憲法裁判所の権限確定判決（連邦憲法138条2項）によって、一部、列挙による具体化を伴っている<sup>(61)</sup>。

連邦憲法15条1項によって、州の立法および執行権限とされている事項は、州憲法事項、建築事項（建築法）、火災警察、地域計画（連邦権限に含まれない限りにおいて）、自然および景観の保護、狩猟および漁業、公の道路に関する法（道路交通法、道路交通制度〔連邦道路交通制度〔連邦憲法10条1項9号〕を除く〕）、スポーツ制度、スキーおよび鉱山士学校、キャンプ場事項、農林業の一部における被用者および従業員代表に関する法（連邦憲法21条1項参照）、州官庁およびその他の州役所の設立（連邦憲法15条10項〔州に存する一般的国家行政官庁の組織も州立法権限事項〕も参照）、興業・催し物制度（映画館、劇場、ダンス学校、見世物）、公の博物館、州の統計（連邦憲法10条1項13号も参照）、基金および財団制度の一部（連邦憲法10条1項13号も参照）、州および市町村の被用者の勤務法、市町村法の大部分（連邦憲法115条2項参照）、埋葬、市町村の衛生業務および救護活動（連邦憲法10条1項12号も参照）、大気的清浄維持および廃棄物処理（連邦憲法10条1項12号も参照）、土地取引に関する法（連邦憲法10条1項6号も参照）、風俗警察、地方の安全警察（連邦憲法10条1項7号、15条2項も参照）、市町村の保安団体（連邦憲法10条1項14号も参照）、青少年保護、農林業分野における職業上の利益代表（部会）も含めて農業事項、観光などである。その中には、狩猟法、土地取引法、地域計画、音楽学校、野生動物による被害、農林業における職能代表、駐車料金、建物からの騒音規制措置、一部の土地改革など、連邦憲法裁判所による権限確定（連邦憲法138条2項）によって、州権限とされたものがあることに留意する必要がある。かくして、連邦憲法15条1項と並んで、あるいは代わって、極めて重要な州権限が列挙されていくので、それぞれの州



権限事項の内容を化石理論によって解釈していくことも可能である<sup>(62)</sup>。

新たに生じて来る事項は、連邦憲法15条1項の一般条項により、原則的に州の権限に属することになるが、「制度内の永続的発展の原則」(後述)により、連邦の権限に属する場合がしばしば存在する<sup>(63)</sup>。

(ii) 付属原則

連邦憲法15条9項によって、州は、その立法権限(連邦憲法15条1項)に付属して、民法および刑法の領域においても、州権限事項の対象の規制に必要な(erforderlich)法律的規制を為すことができる(付属原則[Adhäsionsprinzip])。憲法裁判所の判例[VfSlg 13322/1992; 16699/2002; 19146/2010; 19427/2011]によれば、より厳しく解釈し、民刑法領域における規定は、州権限事項と欠くことのできない(unerlässlich)関連が存在しなければならないとされている。他方、法技術的関連性があれば、連邦憲法15条9項の「必要性」が肯定できるとする判例(VfSlg 9906/1983; 13322/1992)も存する。州は、「必要な(erforderlich)」規制から「合理的な(zweckmäßig)」規制への拡張を要請しているが、未だ実現されていない<sup>(64)</sup>。連邦憲法15条9項の一例として、土地取引法を補完する土地登記簿に関する規定、狩猟法を補完する土地登記簿法上の規定および重大犯罪に対する司法的刑罰についての規定などを挙げることができる。このような授権は、その創案者である帝国議会議員の名を取って、“Lex Starzynski”と呼ばれる<sup>(65)</sup>。民法および刑法は、連邦憲法10条1項6号事項であって連邦の権限に属するが、ここでは、連邦と州の立法権限の競合が生ずる<sup>(66)</sup>。民刑法領域における規定は、ヨーロッパ人権条約6条の原理に従って、裁判所によって執行される<sup>(67)</sup>。

(iii) 州の立法権限の制限

オーストリアの連邦領域は単一の経済区域を成すものとされる(連邦憲法4条1項)ので、個々の州による異なった経済統制的規制を排除する。その結果、州の立法権限も制限を受ける<sup>(68)</sup>。

e. その他の権限規定

連邦憲法10条、11条、12条、15条とともに、一般的権限配分に関する規定と関連し、それらの一部補完し、具体化し、修正し、またはそこから導き出されるところのその他の多数の権限規定が連邦憲法に含まれている。公務員の私企業への関与の制限(19条2項)、連邦または州の組織法による指揮命令原理の排除(20条1項)、公勤務法(21条)、国および公共団体の損害賠償責任(23条4項、5項)、裁判所の組織と権限(83条1項)、州議会選挙法(95条1項)、市町村法(115条2項)などを挙げることができる<sup>(69)</sup>。

さらに、一般的権限配分の枠内において、多数の特例が存する。

(i) 協定立法(paktierte Gesetzgebung)

連邦と州が同じ文面の法律ないし憲法律を發布するという形で行われる。協定立法は、オーストリア・ハンガリー二重君主国におけるオーストリアの伝統に由来し、1962年の学校制度に関する連邦憲法改正(BGBl.Nr.215/1962)に至るまで、とりわけ学校制度分野においてしばしば適用されてきた。連邦と関係州との協定法律による連邦領域内部の境界変更(3条3項)、連邦と関係州との協定法律による州の道路交通警察および航行警察にお

ける執行を連邦警察官庁（州警察部〔Landespolizeidirektion〕）へ委任（Delegation）する場合（15条4項）などがある<sup>(70)</sup>。協定立法以外に、協定執行（paktierte Vollziehung）も存在し、連邦内務大臣は、州警察部長を、州知事と協力して任命する（連邦憲法78b条2項）とされている<sup>(71)</sup>。

（ii）州立法、連邦執行事項

一般的権限配分の「4つの基本類型」には属しないが、州の立法および連邦の執行類型も存する。州および市町村の被用者（連邦憲法21条1項）の勤務関係（公勤務法）から生ずる争いにつき連邦機関である通常裁判所（連邦憲法82条1項）が決定する場合、また、州はその立法権限に付属して、民事法および刑事法の領域において、対象の規制に必要な法律的規制を為すことができる（連邦憲法15条9項）が、この規定の執行は、たいてい通常裁判所（連邦憲法82条1項）によって行われる場合などを挙げることができる。さらに、州事項において必要とされる警察的監督のために自由に使用できる独自の保安団体（Wachkörper）を州は保有していないので、州法律の執行の際には連邦の保安団体に協力させる（連邦憲法10条1項14号、78d条）ことも、州法律の連邦執行（州執行の際の連邦機関の協力）の例である<sup>(72)</sup>。

（iii）権限の委任（Delegation）

権限を有する機関の意思行為に基づく他の機関への権限の委任である。連邦立法者が、連邦憲法10条1項の個々の事項についての施行規定の発布を州立法者に委任する場合（連邦憲法10条2項）である。この場合、連邦立法者は、州立法者に対して期限を定めることができる（können）が、初めて州が施行規定を発布する場合においては、連邦立法者は、州立法者に対して、基本的立法の場合と同様に、期間を設けなければならない（müssen）。また、この施行規定の執行は連邦事項であって、連邦主務大臣が間接連邦行政の機関としての州知事に対して指揮命令権を有する（連邦憲法10条2項）<sup>(73)</sup>。

こうした授権以外に、連邦はその立法権限を州に委任することはできない。執行権限についても、憲法上の明示の授権が無ければ他の機関への委任は許されない（明白な憲法上の授権として、連邦憲法11条3項、102条3項参照）<sup>(74)</sup>。

（iv）権限の委譲（Devolution）

（iii）の権限の委任と異なり、権限を有する機関の意思とは関係なしに一定の要件が存する場合に直接法律に基づいて生ずるところの権限の移行である。終局的移行として、州が連邦の要請に応じて連邦の国家条約と矛盾する州国家条約を適宜に（遅滞なく）解約しない場合に解約告知権が連邦へ移行する（連邦憲法16条3項）場合を挙げることができる。さらに、一時的移行として、基本的法律についての施行法律発布権限の州から連邦への移行が存在する（連邦憲法15条6項）。一時的移行として、さらに、州はその独自の活動範囲内において、国家条約実施のために必要となる措置をとる義務を負うが、州がこの義務を適宜に（遅滞なく）履行しない場合は、州の立法上および執行上の国家条約実施措置権限が連邦へ移行する（連邦憲法16条4項）。さらにまた、州は、その独自の活動範囲内において、ヨーロッパ連合の事業計画の枠内における法行為の実施に必要となる措置をなす義務を有するが、州がこの義務を適宜に（遅滞なく）履行しない場合は、この措置を

なす権限、特に立法権限が連邦へ移行する（連邦憲法23d条5項）<sup>(75)</sup>。

(v) 統一的規定の必要性に基づく連邦の立法権限

行政手続・行政刑法総則・行政刑事手続・行政上の強制執行については、連邦の見解によって統一的規定を制定する必要があると認めるときは、州の立法権に属する事項についても、連邦法律で定める（連邦憲法11条2項）<sup>(76)</sup>。詳細については既に述べた。

(vi) 競合的立法権限

州は、連邦憲法15条1項の事項（州立法州執行事項）について国家条約を締結することができる（連邦憲法16条1項）が、連邦の権限（連邦憲法10条1項2号）と競合する。抵触については、国家条約の解約告知（連邦憲法16条3項）か、または両国家条約が国際法的に通用し国内法的に適用される限り、事後法の原則に従って解決される。また、州はその立法権限に付随して、民事法および刑事法の領域において、対象の規制に必要な法律的規制を為すことができる（連邦憲法15条9項）（いわゆるlex Starzynski）が、連邦の権限（連邦憲法10条1項6号）と競合する。さらに、基本的立法（連邦憲法15条6項）、統一的規定の必要性に基づく連邦の立法（連邦憲法11条2項）、委任、委譲においても、広い意味での権限競合が生じている<sup>(77)</sup>。

(vii) 州執行または州立法への連邦の監督ないし協力

学校関係における一定の州執行事項において、連邦によって発布された法令の順守を要請する連邦の権限（連邦憲法14条8項、14a条6項）、地域的安全警察事項において、市町村による執行を監督し、その不備を州知事に対する命令（訓令）で除去する連邦の権限（連邦憲法15条2項）、国家条約実施に際して、州の独自の活動領域に属する事項についての連邦の監督権（連邦憲法16条4項、5項）、劇場・映画・公の催し物など興業制度領域における州の職務に際して、興行の監督、および権限の付与の際の協力など一定の執行機能の連邦警察官庁（州警察部）への州の委託義務（州の協力任務）（連邦憲法15条3項）、建築事項における州の執行行為が公の目的に奉仕する連邦の建造物に関わる限り、州の執行行為は間接連邦行政に服すること（連邦の執行権限）（連邦憲法15条5項）（2012年6月5日の連邦法律〔憲法規定〕により削除）、州内の既存の一般的国家行政官庁組織を変更または新たに定める州法律の公布に際しての連邦政府の同意（15条10項）などがある<sup>(78)</sup>。

（「第1章 2.（3）学校制度」以下は、次号に続く）

#### 注

- (1) 拙稿「1955年以降のオーストリア憲法の展開—憲法改正規定を中心として—（1）」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』、第29巻第2号、2016年1月；「1955年以降のオーストリア憲法の展開—憲法改正規定を中心として—（2）」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』、第29巻第3号、2016年3月；「1955年以降のオーストリア憲法の展開—憲法改正規定を中心として—（3）」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』、第30巻第1号、2016年10月；「1955年以降のオーストリア憲法の展開—憲法改正規定を中心として—（4・完）」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』、第30巻第2号、2017年1月。
- (2) Walter Berka, S.123; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.157; Bernd-Christian Funk, S.137, S.145; Peter Pernthaler, S.313.

- (3) Walter Berka, S.123; Peter Pernthaler, S.397.
- (4) Walter Berka, S.123; Peter Pernthaler, S.313.
- (5) Walter Berka, S.123; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.157; Peter Pernthaler, S.320, S.324.
- (6) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.157; Peter Pernthaler, SS.313-314.
- (7) Bernd-Christian Funk, S.148; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.124; Walter Berka, S.125.
- (8) Bernd-Christian Funk, S.148.
- (9) Bernd-Christian Funk, S.148; Walter Berka, S.125.
- (10) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.157.
- (11) Walter Berka, S.125.
- (12) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.157.
- (13) Bernd-Christian Funk, S.148; Walter Berka, S.125; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, SS.157-158.
- (14) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.159.
- (15) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.160.
- (16) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.161.
- (17) Walter Berka, S.123; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.157; Bernd-Christian Funk, S.137; Peter Pernthaler, S.313.
- (18) それ以外の規定につき、Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.157; Peter Pernthaler, S.321, S.327.
- (19) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.124; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.157; Peter Pernthaler, S.320, SS.321-322.
- (20) Bernd-Christian Funk, S.151; Walter Berka, S.124; Peter Pernthaler, SS.317-318.
- (21) Bernd-Christian Funk, S.151; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.151; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.124; Walter Berka, SS.131-132; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.157, S.166; Peter Pernthaler, SS.320-321.
- (22) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.166.
- (23) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.142; Peter Pernthaler, SS.336-337. “-wesen” または “Angelegenheit” と “Kompetenztatbestand” との違いにつき、さらに Peter Pernthaler, S.332.
- (24) 歴史的解釈（化石理論）が州権限を一般条項的に認める連邦憲法15条1項と両立しない、ないし矛盾することにつき、Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.164-165; O, S.140。これに反し、連邦憲法裁判所の権限確定（連邦憲法138条2項）を通じて具体的に列挙されていく州権限事項、特に農林業関係の土地取引に化石理論が適用されることもあり得るとするのは、Peter Pernthaler, S.316, SS.323-324, S.333。
- (25) 権限配分内部の権限事項の置き換え（例えば、「交通警察」は、1960年の連邦憲法改正により、10条1項9号または12条1項8号から11条1項4号に移った）は、新たな化石時点を根拠づけないことにつき、Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.139。
- (26) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.164-165; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, SS.139-140.
- (27) Walter Berka, SS.135-136.
- (28) Bernd-Christian Funk, S.151; Walter Berka, S.126.
- (29) Walter Berka, S.126.
- (30) Peter Pernthaler, S.315, S.320, S.326, S.328, S.338. ペルントハレル自身は、州を、連邦から権限が委託されるところの自治行政体としてではなく、逆に、本来有する州権限を個々の明示的に連邦に委託するところの自立的な国家（支分国家）として位置づけている。このような考え方こそ、連邦憲法15条1項の非完結的でダイナミックな州の一般権限を根拠づけ、補完性の原則（Subsidiaritätsprinzip）にも相応するものだとしている。
- (31) Bernd-Christian Funk, SS.151-152; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.151; Theo

- Öhlinger, Harald Eberhard, S.126; Peter Pernthaler, S.324.
- (32) Bernd-Christian Funk, S.152; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.151; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, SS.126-127; Walter Berka, S.127; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, SS.166-167; Peter Pernthaler, S.318, S.325, S.326, S.341.
- (33) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, SS.127-128,6号の構造的民事法概念につき、Peter Pernthaler, SS.336-337.
- (34) Walter Berka, S.127; Peter Pernthaler, S.330.
- (35) Walter Berka, S.127.
- (36) Bernd-Christian Funk, S.152; Walter Berka, S.128; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.167; Peter Pernthaler, S.325.
- (37) Walter Berka, S.128.; Peter Pernthaler, S.325.
- (38) Walter Berka, S.128, SS.130-131; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, SS.161-162; Peter Pernthaler, SS.328-329, SS.337-338.
- (39) Walter Berka, S.128; Peter Pernthaler, SS.337-338.
- (40) Walter Berka, S.130.
- (41) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.152.
- (42) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.131, S.133; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.161.
- (43) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.130; Walter Berka, S.129.
- (44) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.152; Walter Berka, SS.128-129.
- (45) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.128; Walter Berka, S.128.
- (46) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.152; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.167.
- (47) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.128.
- (48) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.166.
- (49) Walter Berka, S.129.
- (50) Bernd-Christian Funk, S.152; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.153; Walter Berka, S.129; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.167; Peter Pernthaler, S.326.
- (51) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.128; Walter Berka, S.129.
- (52) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.153; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, SS.128-129, S.132; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, SS.167-168.
- (53) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.153; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.129; Walter Berka, S.129; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, SS.167-168; Peter Pernthaler, S.326.
- (54) Peter Pernthaler, S.326.
- (55) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.128.
- (56) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.167; Peter Pernthaler, S.326.
- (57) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.128.
- (58) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.154; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.128; Walter Berka, S.129; Peter Pernthaler, S.326.
- (59) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.129.
- (60) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.143-144; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, SS.129-130; Walter Berka, S.126; Peter Pernthaler, S.320, SS.322-323.
- (61) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.154; Walter Berka, S.129.
- (62) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.154; Bernd-Christian Funk, SS.152-153; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.130; Walter Berka, S.130, S.132; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.168; Peter Pernthaler, SS.323-324, SS.326-327.
- (63) Walter Berka, S.130.



- (64) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.130; Walter Berka, S.130; Peter Pernthaler, S.327.
- (65) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.154; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.130; Walter Berka, S.130; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.162, S.168.
- (66) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.154; Walter Berka, S.130; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, SS.161-162.
- (67) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.169.
- (68) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.169.
- (69) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.154-155; Peter Pernthaler, S.321.
- (70) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.155; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.130; Walter Berka, S.131; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.169; Peter Pernthaler, SS. 330-331.
- (71) Peter Pernthaler, S.331.
- (72) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.130; Peter Pernthaler, S.330.
- (73) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.131; Peter Pernthaler, S.329.
- (74) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.155; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.131; Peter Pernthaler, S.329.
- (75) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.155; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, SS.131-132; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, SS.169-170; Peter Pernthaler, S.329.
- (76) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.155; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, SS.130-131; Walter Berka, S.130; Walter Berka, SS.328-329; Peter Pernthaler, S.328.
- (77) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.155; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.132; Walter Berka, S.130; Peter Pernthaler, S.329.
- (78) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.155; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.169; Peter Pernthaler, SS.322-323.

#### 参考・引用文献

- ・ Bernd-Christian Funk, *Einführung in das österreichische Verfassungsrecht (14.Auflage)*, Leykam Kurzlehrbücher, 2011.
- ・ Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, *Österreichisches Verfassungsrecht (2.Auflage)*, Springer-Verlag, 1984.
- ・ Theo Öhlinger, Harald Eberhard, *Verfassungsrecht (10.Auflage)*, Facultas Verlags-und Buchhandels AG facultas, wuv Universitätsverlag, 2014.
- ・ Walter Berka, *Verfassungsrecht (6.Auflage)*, Verlag Österreich GmbH, 2016.
- ・ Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, *Grundriss des österreichischen Bundesverfassungsrechts (11.Auflage)*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung GmbH, 2015.
- ・ Peter Pernthaler, *Österreichisches Bundesstaatsrecht*, Verlag Österreich GmbH, 2004.
- ・ Oskar Lehner, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte (4.Auflage)*, Trauner Verlag, 2007.
- ・ Wilhelm Brauner, *Österreichische Verfassungsgeschichte (11.Auflage)*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung, 2009.
- ・ Robert Walter, Heinz Mayer, *Grundriß des österreichischen Bundesverfassungsrechts*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung, 1988.
- ・ Ernest C.Hellbling, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte*, Springer-Verlag, 1956.
- ・ Ludwig K. Adamovich, *Grundriss des Österreichischen Verfassungsrechts*, Springer-Verlag, 1947.
- ・ <http://www.verfassungen.de/at/titel.htm>, *Verfassungen Österreichs*, 2014.
- ・ Bundeskanzleramt, *Bundesgesetzblatt für die Republik Österreich (BGBl.)*, Österreichische

国際研究論叢

Staatsdruckerei.

- ・ *Amtliche Sammlung der Erkenntnisse und wichtigsten Beschlüsse des Verfassungsgerichtshofes (VfSlg).*
- ・ 高田敏「オーストリア連邦憲法」、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第4版〕』、有信堂、2009年。
- ・ 南塚信吾編『ドナウ・ヨーロッパ史』、山川出版社、1999年。
- ・ アントン・ヴァルト、エドゥアルト・シュタウディンガー、アロイス・ショイヒャー、ヨーゼフ・シャイプル著 中尾光延訳『オーストリアの歴史』、明石書店、2014年。
- ・ エーリッヒ・ツェルナー著 リンツビヒラ裕美訳『オーストリア史』、彩流社、2000年。
- ・ 奥脇直也・小寺彰編『国際条約集』、有斐閣、2014年。
- ・ 植田隆子・小川英治・柏倉康夫編『新EU論』、信山社、2014年。 など